

2024（令和6）年度 伊賀市立青山小学校いじめ防止基本方針

2024. 4. 1

1 いじめの防止等に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（文部科学省 いじめの問題に対する施策）

- いじめには多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。例えば、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることから、いじめを受けた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認したり、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察したりするなどして確認する。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。「けんかやふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに生徒が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟に対応する。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有する。

(2) いじめ防止等に関する基本理念・学校としてのいじめ問題についての考え方

「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。」また、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。」という基本認識を本校全教職員が持ち、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止や早期発見等のための対策を行う。

(3) いじめが「解消している」と判断するための要件

- いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とし、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

○被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめ解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめ被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

青山小学校生徒指導推進委員会

生徒指導上の問題への対策を組織的に進めていけるよう、管理職、児生支、生徒指導担当（主任、低学年、中学年、高学年）による「生徒指導推進委員会」を設置する。

（開催時期） 月一回

（機能） 生徒指導上の問題に関する取組の検証を行う。
生徒指導上の事案に対する対応の検討を行う。 等

青山小学校いじめ防止対策委員会

いじめ防止等の措置を実効的に機能できるよう、管理職、児生支、生徒指導担当（主任）、人権・同和教育指導担当（主任）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭による「いじめ防止対策委員会」を設置する。

（開催時期） 適宜

（機能） いじめ防止に関する取組の検証を行う。
いじめ事案に対する対応の検討を行う。 等

3 学校におけるいじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの防止

- 一人ひとりが安心して思いを出し合い、考えを練りあう中で、仲間として高まりあおうとする集団を育成する取り組みをする。
- 人間関係スキルの育成をはかる。（相手を意識して話す・聴く。相手の思いを受け止めながら、自分の思いや考えを表現する力を身につけさせる。）
- 友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。
- 学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。
子どもたちが、先生や周りの仲間に大切にされていると実感できる授業を展開する。
- いじめ防止等のための対策に関する本校における教職員の資質能力の向上に必要な研修を年に複数回実施する。
- いじめ問題相談員との懇談会を開催するなど、保護者・地域の関係団体との連携を深めながら取組みを進めていく。

(2) いじめの早期発見

- アンケート調査等を実施し、いじめ問題の把握に努める。
 - ① 児童対象 年3回(5月、9月、1月)
 - ② 保護者対象 年1回(10月)
 - * 調査当日に何らかの理由により欠席した児童生徒については、後日、調査を実施する。
 - * 長期欠席者等については、家庭訪問などにより、きめ細かな状況の把握に努めるなど、十分配慮して実施する。(アンケートの実施が困難な場合については、個別の聞き取り調査により状況の把握に努めるなど、児童生徒の状況を十分に考慮して実施する。)
 - * アンケートの保存期間は、実施年度の末から3年間とする。

- 児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
 - ①担任等による日常的な教育相談
 - ②スクールカウンセラーの活用
 - ③いじめ問題相談員の活用
 - ④ふれあい教室・市青少年センター等、相談窓口の活用
- 日常的な生活ノート・日記帳、家庭訪問等を通じて実態把握に努める。
- 月1回(職員会議の事項として)全教職員で生徒指導上の課題を有する児童について、現状や指導について情報交換、及び共通認識を図る。
- インターネット等を通じて行われるいじめの防止、また、児童及び保護者が対処できるように、外部講師を招聘する等、情報モラルに係る研修会への参加の機会をもつ。

(3) いじめに対する措置

- いじめを発見・通報・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、いじめを知らせてきた児童の安全も確保する。状況によっては、スクールカウンセラー等を児童にあてる。
- いじめの発見・通報・相談のあった場合、青山小学校いじめ防止対策委員会(生徒指導委員会)において情報を共有する。その後、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどをして、いじめの有無の確認を行う。さらに、いじめの根本的な解決に向けた方策を構築し、職員全員で取り組む体制をつくる。
- いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめの受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、いじめ事案に関する事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- いじめを確認した状況について、校長が伊賀市教育委員会に報告する。いじめ事案の状況により、関係機関・専門機関との連携を図る。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態に対する調査

いじめにより、児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、緊急の青山小学校いじめ防止対策委員会を開くとともに教育委員会の指導・助言の下、事実関係を明確にするための調査を実施する。(児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も含む)

また、法に抵触すると考えられる場合は、伊賀（名張）警察署に通報し、対応等の相談を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

調査結果については、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。